

鳥取県公報

平成22年11月16日(火) 第8246号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参	幾関の指定 (668) (〃)・・・・・・・2 参加する者に必要な資格等
			県道の区域の変更 (670) (道路企画課)・・ 県道の供用の開始 (671) (〃)・・・・・	
			会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 土地改良区の役員の就退任(673)(西部総合 貸付金の元利償還金の収納事務の委託(674	合事務所農林局)・・・・・・・・8
\Diamond	選管告公	·示 告		る者の総数の50分の1の数等 (62)・・・・10 ・・・・・・・・・10

示

鳥取県告示第667号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福 祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
内科	肝臓機能障害	谷口 英明	鳥取市的場一丁目1
			鳥取市立病院
II.	免疫機能障害	田中 孝幸	鳥取市江津730
"			鳥取県立中央病院
外科	心臓機能障害	井上 明彦	米子市西町 6
	呼吸器機能障害		医療法人育生会高島病院
II.	小腸機能障害	星野 和義	米子市両三柳1880
"	ぼうこう又は直腸機能障害		医療法人同愛会博愛病院
神経内科	肢体不自由	田頭 秀悟	米子市皆生新田一丁目8-1
			山陰労災病院

鳥取県告示第668号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したの で、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 井 治

開設者の氏名又	明売老の仕記	指定自立支援医療	指定自立支援医療機	自立支援医療の種類	指定年月
は名称	開設者の住所	機関の名称	関の所在地	日立又饭医原り俚類	目
太田 匡彦	鳥取市里仁312	医療法人さとに田	鳥取市里仁54-2	育成医療、更生医療	平成22年
	- 3	園クリニック			10月1日
永井 小夜	米子市内町25	ながい麻酔科クリ	米子市西福原五丁目	II.	平成22年
		ニック	6 - 30	"	11月1日
医療法人アスピ	鳥取市吉方温泉	訪問看護ステーシ	鳥取市杉崎596	更生医療	
オス	一丁目653	ョンまさたみの郷			IJ
理事長 村江					"
正名					

鳥取県告示第669号

平成23年度及び平成24年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサル タントの業務(以下「測量等業務」という。) の契約に係る一般競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものを除く。以下同じ。)又は指名競争 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査申請手続等について次のとおり定 めたので、告示する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別(別表に定めるところによる。以下「希望業種」 という。) ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日(以下「申請日」という。)までの間に、希 望業種に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 2の(1)のコ又はサに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこ
- (5) 次に掲げる登録を受けていること。
 - ア 希望業種のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあっては、測量法(昭和24年法律第188号)第55 条第1項の規定による測量業者としての登録
 - イ 希望業種のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあっては、建築士法(昭 和25年法律第202号) 第23条第1項の規定による建築士事務所の登録
 - ウ 希望業種のうち補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあっては、不 動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 測量等業務入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 総括表(様式第2号)
- ウ 登録営業所一覧表 (様式第3号)
- エ 測量等業務実績調書(様式第4号)並びに当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が 完了したことを証する書類
- オ 法人にあっては平成22年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度(以下「直前1年」という。)の 貸借対照表、損益計算書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあっては直前1年の貸借対照表 及び損益計算書
- カ 法人にあっては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあっては当該個人の住民票の 抄本(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- キ 1の(5)の登録を受けている場合にあっては、その登録の証明書
- ク 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の登録を受けている場合にあ っては、申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書(同規程様式第18号)に確認印を受けた副 本の写し
- ケ 入札の参加等の権限の委任状(年間を通じて委任する場合に限る。)
- コ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のう ち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。)に未 納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以 下「第9号書式」という。) その3の3) 並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税を

除く。) に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金 及び加算金を含む。サにおいて同じ。) に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2) 並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと を証する納税証明書(いずれも平成22年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。)

- サ コに該当しない者のうち、法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納 税証明書(第9号書式その3の3)、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを 証する納税証明書(第9号書式その3の2) (いずれも平成22年4月1日から申請日までの間に交付され たものに限る。)
- 様式第1号から様式第4号まで及び提出書類一覧表の電子データ(鳥取県ホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810) から入手し、作成したエクセルファイルに限 る。なお、ファイル形式はExcel2003以前の形式とし、フレキシブルディスクカートリッジ(FD)又は光 ディスク (CD-R) で提出するものとする。)

(2) 提出期間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者にあっては、知事が別に 定める期間においても、提出することができる。なお、知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止 要綱(平成20年5月1日付第200700191955号県土整備部長通知)に基づく資格停止の措置等を受けている期 間中であっても提出を妨げるものではない。

平成22年11月17日(水)から同年12月28日(火)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県 条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで。ただし、知事が特 別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に 規定する信書便をいう。以下同じ。)により提出すること。

なお、郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、平成22年 12月28日(火)の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課入札制度担当(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347)

(5) その他

この告示に記載されていない事項については平成23年度及び平成24年度鳥取県測量等業務入札参加資格審 査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、平成22年11月17日(水)から同年12月28日(火)まで の間に鳥取県ホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810) から入手するものと する。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成22年10月1日以後に会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の決定が行われた者又は民 事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日 又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参 加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成25年3月31日(次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日)ま でとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当 該事実を確認した日の前日

(2) 平成25年度及び平成26年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成25年2月1日まで に告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

別表

希望業種	具測	量	業	務		建	築	関	係	建 i	殳口	ン	サ.	ル	タン	/ ト	業	膐							₫	£	木	Ξ.	関	侈	Ŕ	建	Ē	닷	_	ン	, -	ナ	ル	5	7 :	· /	۲	業	蒼	Ķ						地	*	甫信	製	係	⊐ :	ン†	tη	ク	ン	十業	き務	j
希望業務	浿量	川屋 一段 著	也図の周を	抗空則量	T		Ï	設 	Ť	周 <u>上</u> 明之月	T	- 1	龍 電気	г	т		建灰塩里(建灰	整 建築監理(電気)	建築監理(河川、砂防及び海岸・海洋	電力土才	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	Į.	下水道	農業土木	森林土木	:	八重 二二	秦 葉物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及て基礎	金木変えてコンジュー	ン		施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	交通量調査	野地間で	最常問查	圣 年 間 全 子 市 一	分斤・解斤	宅也告述	電算関系	計算業務	資料等整理	質調		土地評価	二 特化 6	物料コイヤ	雙戒 L 作 勿 引 引 引 们	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	不重	下功金監官	多尼手壳等

- 注意事項 1 「測量業務」は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することはできません。
 2 「建業関係建設コンサルタント業務」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録がなければ希望することはできません。
 3 「建築関係建設コンサルタント業務」においては、建築設計、設備設計及び建築監理の3つの発注業種区分があります。各区分におけるいずれかの業務を希望されれば、当該区分の入札参加資格が受けられま
 - す。 4 「補償関係コンサルタント業務」の「不動産鑑定」は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録がなければ希望することはできません。

様式第1号

測量等業務入札参加資格審査申請書

受付番号	
※記入不要	

鳥取県知事 平井 伸治 様

平成23年度及び平成24年度において、鳥取県で行われる測量等業務に係る入札に参加したいので、次のとおり申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

	Н 2	21.	2 2	の業	者者	番号]-	ある場合は必ず記入(県内業者:Cで始まる番号、県外業 → 者:Dで始まる番号、記入例:C123456789)。ない場合
	郵		便	番	ŧ	号			_						は、空欄
	住列	「又は:	主たる	事務所	所の所	在地									
	(商	フ 号	リ 又	ガは	ナ名) 称									
申請者	(代	フ 表	リ者	ガ 職	ナ氏)	役職名						E	.名	(f)
	電		話	翟	i	号					電	子	メ -	- J	ルアドレス
	フ	ァク	・シ	≅ !	ノ 番	号					電力				マテム対応認証局IC 有 の 有 無
	(担	フ 当	リ者	ガ 職	ナ氏)	役職名						£	名	
	営	業原	f 登	録(の 有	無									※「有」の場合、様式第3号により登録すること。

様式第2号

総 括 表

<希望業務の確認>

希望 業種	測量	業務	务	3	建築	関	系列	:設:	コン	サノ	レタ	ント	業	务								±	木	関	目信	系	建	設	_	ン	サ	ル	・タ	・ン	, ,	業	: 形	ķ						地	1	補償	関	係=	ンキ	サル	タン	小ぎ	業務	
	lΤ	Г	L	建	築	设計	_		設	備部	計		建:	築監	理	Ī	Τ	Γ				Г	ſ	Γ	Γ			Γ		Ι	Γ	Γ		Γ				T		Γ				質		Ι					T	T	Ī	1
希望業務	測量一般 20 11 東	他図 D 関 隆	· 九里則量	意匠	構造	建築積算	調査	暖冷房	衛生	電気	機械積算	電気積算	建築監理(建築)	電気	(機械)	河川、砂防及び海岸・海洋	巻弯及び空巷	電力土木	道路 道	共 道 上水道及び工業用水道	ト 三 き 目 く	は は	妻 巻 上 ト	森林土木	水産土木	発棄勿	き 園 お で お フ 言 画	久	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート		施工計画、施工設備及び積算		機械	電気電子	交通量調査	環境調査	経済調査	分析・解析	名 也 告 戈	電車関系 計算業務	資料等整理	施工管理	調査業務	土地調査	土地評価	物件	彻	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	不動産鑑定	登記手続等
希望						l												ł																																				

- 注意事項 1 測量業務」は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することはできません。
 2 「建築関係建設コンサルタント業務」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録がなければ希望することはできません。
 3 「建築関係建設コンサルタント業務」には、建築設計、設備設計及び発整整理の3つの発注業種区分があります。各区分におけるいずれかの業務を希望されれば、当該区分の入札参加資格が受けられます。
 4 「補償関係コンサルタント業別の不動産鑑定」は、不動をの鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録がなければ希望することはできません。
 5 「希望」の欄には、入札参加を希望する業務にO印を記入すること。

<営業年数等>

創						業	组	Ę ,	月	日	
休:	業又	は転	(廃) 業	の期	間	<u>4</u>			日かり	
現	組	織	^	Ø	変	更	组	Ę ,	月	日	
営		業		年		数				年	
資			本			金				千円	

<業者登録の状況>

測			量		年	月	H		±				年	月	号日
建設コ	ンサ	ルタ	ント	第	年	月	号日	土地	家屋	調	査士	第	年	月	号日
地 質	Ę	調	査	箫	年	月	号日	計量	証明	事	業者		年	月	号日
補償コ	ンサ	ルタ	ント	第	年	月	号日	不動	産鑑	定	業者	第	年	月	号 日
司	±.	書	±	第	年	月	号日								

常勤の職員数(人)>

へ市動の視長数(八//		
技術職員	事務職員	計①
_		役職員等②
;	※ ②は、①の内数とする。	

< 測量等業務室結算>

へ の 至 寸木 切 大 帳 向 /				
		直 前 1 年		
入札参加資格	年	月から	年	月から
希望業種区分	年	月まで	年	月まで
		(千円)		(千円)
測 量 業 務				
建築関係建設コンサルタ				
ント業務				
土木関係建設コンサルタ				
ント業務				
地 質 調 査 業 務				
補償関係コンサルタント業 務				
そ の 他				
合 計				

<有資格者(人)>

~有具怕日	(人)/											
一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算 資 格 者		二級電気工事 施工管理技士		二級管工事 施工管理技士	一級土木施工 管理技士	二級土木施工 管理技士	測量士	測量士補	環境計量士
不動産	不動産	土地家屋	司法書士					技 術 士				
鑑定士	鑑定士補	調査士	可広告工	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門
技術士		第一種電送交		RCCM	地質調査	補償業務	公共用地	合 計		純 計		
地質調査	主任技術者	換主任技術者	技術者	KOOW	技 士	管理士	経 験 者	(延人員) ((美人員		

有資格者欄の記入に当たっては、技術士の建設部門については「土質及び基礎」以外の選択科目、地質調査については建設部門のうち「土質及び基礎」又は応用理学 部門のうち「地質」の選択科目を選択した者を計上すること。

様式第3号

登録営業所一覧表

																20 SKRP (10 20 90	十十四元 神紀	,	補償関係
													委任	測	量	コンサルタント	コンサルタント	地質調査	コンサルタン
													先						
	郵 便	番	Ę	3			_					1					l	<u> </u>	
	所	在	坩	t						•									
営業所(その1)	(フリ 名	J ガ	ナ) *															
契約権限	(フリ代表:	J ガ 者 職	ナ 氏 名) 役職名	役職名					氏名							EID		
	電認	番	두	}						電	子 :	У — .	ルア	ドレ	ス				
	ファク	シミリ	番号	7								コアシス ー ド							
	郵 便	番	Ę	3			<u> </u>					1							
	所	在	坩	t															
営業所(その2)	(フリ 名	J ガ	ナ ***) 乔															
契約権限	(フリ代表:	 ガ 者 職	ガナ) 被職名								比名								
	電認	番	두	=						電	子:	× — .	ルア	ドレ	ス				
	ファク	シミリ	番号	2						電	子入札	コアシス	ステムタ	応認	証局				

記載要

- を映 契約権限の有無を記入し、委任状等を添付すること。「無」の場合は、原則登録しないこと。 「委任先」の欄には、申請する業種ごとに委任先として指定する主たる事務所又は営業所について記入することとし、主たる事務所を希望する場合は 「1」、営業所(その1)を希望する場合は「2」、営業所(その2)を希望する場合は「3」を記入すること。なお、複数記入は認めない。

様式第4号 _中の___ 測量等業務実績調書 (希望業種区分 業務履行場所のあ 元請又は 下請の区別 着手年月 注文者 件 名 測量等対象の規模等 請負代金の額 る 都道府県名 完成年月 千円) 月 千円 月 うち 千円) 千円 年 月 うち 千円 (希望業種区分 業務履行場所のあ る 都道府県名 元請又は 下請の区別 着手年月 測量等対象の規模等 請負代金の額 完成年月 壬円) 在 千円 年 月 千円 うち うち 千円 年 (希望業種区分 業務履行場所のあ **着手年月** 元請又は 下請の区別 測量等対象の規模等 請負代金の額 注文者 件 名 る 都道府県名 完成年月 千円 年 月 千円 千円) 月 うち 年 千円 月 うち

記載要領

- 要領
 入札参加を希望する業種の別に作成することとし、4業種以上登録する場合は、2枚に分けて記載すること。
 平成21年4月1日から申請日までの間に契約した業務が完了し、成果品を納入した業務について、代表的なもの(3件を限度とする。)を記載すること。
 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば、測量の面積・精度等又は設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
 複数業種にまたがる契約の場合は、「請負代金の額」の欄の上段に契約の全体額を、下段に該当業務に係る金額を記入すること。この場合、当該契約に該当業務が含まれて
 いることが確認できる書類(仕様書等)を添付すること。

鳥取県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の

規定により告示する。

その関係図面は、平成22年11月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
横田伯南線	日野郡日南町福万来字上ミ尾和田117地先か	変更前	2. 2~26. 0	798. 0
(ら同町福万来字野路山86-12地先まで	変更後	8. 5~66. 3	810.0

鳥取県告示第671号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の

その関係図面は、平成22年11月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 井 治

路線名	区間	供用開始の期日
横田伯南線	日野郡日南町福万来字上ミ尾和田117地先から同町福万来字野路 山86-12地先まで	平成22年11月16日

鳥取県告示第672号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の 一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

平成22年度第2回鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部生産振興課

副主幹 丸田 謙一

3 委任期間

平成22年11月15日から同年12月3日まで

鳥取県告示第673号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区か

ら役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年11月16日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

小 林 利 夫 理 事 米子市大袋342-3 IJ 長谷川 明 米子市青木224 江 原 薫 米子市青木592 横山憲將 米子市青木1122 三 告 米子市榎原800 IJ 孜 米子市榎原843 松林哲郎 松浦 萬喜男 米子市榎原1095-4 IJ 稲 田 久 米子市榎原390-2 山川博功 米子市橋本301-2 11 吉本 栄 米子市橋本227

監 事 江 原 和 郎 米子市青木888-2 米子市榎原1436 IJ 渡邉 實 前田明德 米子市榎原417

米子市橋本316

米子市榎原390-2

乘本幸智

乘本弘二 米子市橋本302

平成21年3月20日退任

IJ

IJ

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 林 利 夫 米子市大袋342-3

IJ 江 原 薫 米子市青木592

IJ 綿谷英雄 米子市青木893

横山憲將 米子市青木1122

三 告 米子市榎原800 孜 IJ

米子市榎原835 田邉晴美

松 浦 萬喜男 米子市榎原1095-4

稲 田 久 IJ 吉本 栄 米子市橋本227

乘本幸智 米子市橋本316 IJ

乘 本 弘 二 IJ 米子市橋本302

監事 長谷川 禎 信 米子市青木510

IJ 渡邉 實 米子市榎原1436

前 田 明 德 米子市榎原417

加藤 修 米子市橋本311

平成21年3月21日就任 任期4年

鳥取県告示第674号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を 次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 井

- 1 委託の相手
 - 中央債権回収株式会社
- 2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金(奨学生決定番号4020204、4050223、4050237、4060228、4010207、4060210、4050269、 4080056、4050076) 及び鳥取県育英奨学資金 (奨学生決定番号4161066、4191225、4151314)

3 委託期間

平成22年10月7日から平成23年3月18日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第62号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6 分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに鳥取市選挙区における当該選 挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第 5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織 及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する 場合を含む。) の規定により告示する。

平成22年11月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9, 729

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を 乗じて得た数とを合算して得た数 147, 740

鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 53,011

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定による 狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成22年11月16日

鳥取県知事 平 井 治

- - 鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの。
- 2 実施期日等
 - (1) 実施期日

平成22年12月12日 (日)

(2) 時間

午前9時30分から午後5時まで

(3) 場所

倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所B棟第202会議室ほか

3 試験

- (1) 科目
 - ア 適性試験(視力、聴力及び運動能力)
 - イ 知識試験(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識)
 - ウ 技能試験(猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)
- (2) 時間

6 時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所に持参し、又は郵送する こと。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメート ルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現 に受けている者にあっては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあっては、法 第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚(受験票返送用)
- 5 申込受付期間

平成22年11月16日(火)から同年12月3日(金)までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- 6 狩猟免許手数料及びその納付方法
 - (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者
- 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者
- 5,200円
- (3) 納付方法
 - (1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付 けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する総合事務所の 次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857 - 20 - 3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682 - 0802	倉吉市東巌城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683 - 0054	米子市糀町一丁目160	0859-31-9320